

# 現場説明書

- 1 工事名称 鶴川内小学校屋内運動場非構造部材落下防止等対策工事
- 2 工事場所 阿久根市 鶴川内 地内
- 3 工事内容 照明既設撤去後LED照明新設
- 4 工事期間 着手 契約日以降  
完成 着手日から75日間
- 5 支払条件 阿久根市会計規則による。
- 6 質疑回答 質疑 令和8年6月22日17時迄に書面により阿久根市役所財政課管財係に提出すること。(質疑のない場合は不要。)  
回答 令和8年6月23日17時迄に回答する。
- 7 設計内訳明細書(数量表及び見積採用価格)を入札見積りの参考資料として公開する。  
記載の数量は「公共建築数量積算基準」及び「公共建築設備数量積算基準」による設計数量、計画数量又は所要数量となっており、実際の施工に必要な数量と合わないことがあるので十分注意すること。また、見積採用単価については、実取引価格を各自で確認した上で入札見積を行うこと。  
入札見積り時や工事着手前に、入念に精査した上で、疑義があれば、質疑書などにより、早期の解消に努めること。
- 8 「週休2日」試行工事について
  - (1) 本工事は、「週休2日」試行工事の対象である。
  - (2) 試行に当たっては、『「週休2日」試行工事実施要領』に基づき行うものとする。
  - (3) 実施要領は、阿久根市ホームページから取得できる。
- 9 落札者の遵守事項
  - (1) 建設業退職金共済制度(以下「建退共」という。)の普及徹底について
    - ① 建設業者は、特殊法人・建設業・清酒製造業・林業退職金共済組合(以下「組合」という。)に加入するとともに、その建退共の対象となる労務者について、証紙を購入し、当該労務者の共済手帳に証紙を貼付すること。
    - ② 工事を受注した建設業者は、組合の発注者用掛金収納書を契約締結後、工程表と共に提出すること。
    - ③ 建設業者が、下請け契約を締結する際は、下請け業者に対してこの制度の趣旨を説明し、必要な建退共の証紙を現物交付すること。
    - ④ 下請け業者の規模が小さく、管理事務の処理の面で、万全で無い場合は元請業者に組合加入

手続き及び組合関係事務の処理を委託する方法もあるので、元請業者は、積極的に受託するようにすること。

- ⑤ 「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」である旨の標識を現場に掲示すること。
- (2) 建設工事請負契約書標準書式第 10 条による現場代理人等選任（変更）通知書に監理技術者資格証等の写しを添付すること。
- (3) 工事实績情報として「工事カルテ」を作成する必要がある場合には、「カルテ」を作成後、監督職員に提出し、承諾を受けた後に(財)日本建設情報総合センター(JACIC)に登録するとともに、登録結果を監督職員に報告する。
- (4) 工事中仮設電力、工事中用水、工事中用電話、工事中用事務所は業者負担とし、本工事中には、本工事に関連する工事の完了引渡日が属する月の電気料及び水道料（基本料金を含む）を含むものとする。
- (5) 契約後、速やかに実施工程表を提出し承諾を受けると共に、毎月 20 日までに月末見込の工事出来高報告書（県指定様式）を提出すること。
- (6) 敷地内運搬路、作業場等は、工事完成後原形に復し、検査を受けること。
- (7) 工事に支障を生じる地中埋設物又は架線等の移設復旧は、原則、本工事に含むものとする。なお、仮囲い、矢板打込み及び基礎根切り等においては、事前に地中埋設物の確認を行い十分に注意しながら作業を行うこと。
- (8) 再生資源の使用に努めること。（再生クラッシャーラン等）
- (9) 養生はリサイクルボードをなるべく活用すること。
- (10) 下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底については、国土交通省土地・建設産業局長通知(H29.12.1付国土建推第27号)によること。
- (11) 工事の着手は、監督職員と作業日程や安全面での打合せを十分に行い、総合仮設計画を作成し、承諾を得てから行うこと。
- (12) 国土交通省が定めた写真管理基準を満たした電子媒体による写真とすること。
- (13) 工事完成後は、竣工図を作成し CAD データで提出すること。
- (14) 地域行事等については事前に把握し、地域住民等と協議し特に支障のある場合は工事を行わないなどの措置をとること。（地域行事や近隣学校施設等の行事など）
- (15) 工事中通路や仮囲いは、図に示すとおりとするが、事前に監督職員と打合わせを行うこと。（必要な場合はロープ等により安全対策を行うなど対策を行うこと。）
- (16) ヤンバルトサカヤスデのまん延を防止するため、当該現場での土壌や植物等の搬出入に当たっては、別途「ヤンバルトサカヤスデのまん延防止対策について」を参考に、十分注意を払うとともに、ヤンバルトサカヤスデの棲息が確認された場合は、まん延防止対策を講ずる必要があるため、棲息状況等の調査を行い、監督職員に報告すること。
- (17) 本工事由り発生する建設廃棄物のうち、焼却施設及び最終処分場に搬入する産業廃棄物には、産業廃棄物税が課税されるので適正に処理すること。
- (18) 特定建設資材の分別解体・再資源化等については、建設リサイクル法第 9 条に該当しない建設工事においても、再資源化するものとする。
- (19) 再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書については、着手前に全ての工事において提出すること。また、工事完了後その実施書についても提出すること。この場合、建設副産物情報交換システム（COBRIS）の利用を推奨する。

(20) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の提出

本工事の施工により発生する産業廃棄物については、処分状況等の記録（E票の写し及び産業廃棄物管理票（マニフェスト）総括表（別添様式1））を工事完成図書に添付すること。なお、工事完了時点で最終処分が完了せず、E票が処分業者より返送されていない場合は、A票、B2票及びD票のうち直近に返送されたものの写しを添付すること。ただし、この場合においても、最終処分が完了し、E票が処分業者より返送され次第、直ちに同票の写しを提出すること。

(21) 産業廃棄物管理型最終処分場へ搬出する廃棄物が発生した場合は、「エコパークかごしま」を積極的に活用すること。

(22) 工事の実施に当たっては、「阿久根市環境改善実施要領（工事編）」に基づき、受発注者相互に協力し取り組むこと。当該実施要領は、阿久根市ホームページから取得できる。

**【安全対策について】**

(23) 工事による危害防止等には十分な安全計画を立てること。（第三者への安全計画・対策を含む。）

(24) 工事期間中の騒音安全等には十分配慮して施工し、周囲の工作物等を破損した場合は、速やかに原形に復すると共に、第三者等に対する苦情処理も的確に行うこと。

(25) 地域住民等及び第三者の安全に特に注意する必要があるため、各施工業者と協力して安全協議会等を設置し、必要に応じて誘導員を配置するなど安全対策に努めること。

(26) 本工事区域の前面道路等周辺は、多くの近隣学校の生徒、一般歩行者が通行していることを工事関係車両運転者その他工事関係者全員に周知させ、安全確保に細心の注意を払うとともに、工事車両は近隣住宅付近、道路上に駐車、待機を行わないこと。また、場内待機の車両は、作業段取りをする車両を除き、アイドリングストップを心がけること。

(27) 現場作業及び資材搬入のある日は、必要に応じて交通誘導員等を配置し、安全対策を徹底すること。

(28) 工事関係車両の工事区域への出入りは、渋滞防止と安全性の面から原則、左折のみとするが、時間帯等を考慮し交通誘導員の指示により出入りすることとする。

(29) 本工事において、受注者は法定外保険の労災保険に付さなければならない。工事請負契約書第54条（火災保険等）において、受注者は保険契約を締結したときは、その証券等を発注者に提示し、法定外の労災保険への付保の状況の確認を受けること。

(30) 本工事の共通費において、現場従業員及び現場雇用労働者の墜落制止用器具費が含まれている。作業床・手すり等の設置が困難な場合には、労働者の危険を防止する手段として、墜落制止用器具の使用を講じること。

(31) 使用材料については、図面上の仕様と同等以上とし、施工前に必要な試験等を行い、施工計画書は監督職員の承諾を受けること。

(32) 工事中に発生する残土については、適切に処分すること。

# 閱覽設計書

工事名称 鶴川内小学校屋内運動場非構造部材落下防止等対策工事

工事場所 阿久根市 鶴川内 地内

金 円  
( 工事価格 金 円 )

【工事概要】

- 照明器具  
既設照明撤去後LED照明新設…12箇所

【工期】

75日間 (2.5か月)

名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
直接工事費				CM コメント
電気設備工事	1	式		CK 直接工事費
計				CKK 直接工事費計
共通費				CM コメント
共通仮設費	1	式		KK 共通仮設費
現場管理費	1	式		KG 現場管理費
一般管理費等	1	式		KI 一般管理費等
計				KS 共通費計
				CM コメント
工事価格	1	式		KKK 工事価格
消費税等相当額	1	式		消費税率 10 %
工事費	1	式		KH 工事費
				CM コメント
調査基準価格	1	式		CH 調査基準価格
調査基準価格の100/110	1	式		CH2 調査基準価格割戻
















その他								
NO	名称	摘要	単位	数量	乗率	単価	金額	備考
	床合板材料	厚12 構造用合板 電気設備・壁コ-ル	m <sup>2</sup>	1				代価表 0001
01	構造用合板	厚12	枚	1	0.604			刊行物 3 1/ (0.91*1.82) ≈0.604
	計							
	照明器具A 撤去	セメタ360W カ-ト・オートリフ-付・安定器内臓	個	1				代価表 0006
01	電工		人	0.117	1			● E0-911161 No.2 参資 公共建築工事標準単価積算 基準 E75 ハイベンダント
	諸経費(労)		式	1	0.47			●
	計							

# 鶴川内小学校屋内運動場 非構造部材落下防止等対策工事

図面リスト					
図面番号		図面名称	図面番号		図面名称
T-01	A-01	図面リスト	T-09	E-01	電気特記仕様書
T-02	A-02	建築改修工事特記仕様書(1)	T-10	E-02	屋内運動場2階天井伏図(電灯設備)
T-03	A-03	建築改修工事特記仕様書(2)			
T-04	A-04	工事概要・付近見取図・配置図			
T-05	A-05	屋内運動場1階・2階平面図			
T-06	A-06	屋内運動場断面図			
T-07	A-07	バスケットゴール詳細図			
T-08	A-08	バスケットゴール・照明既設状況写真			

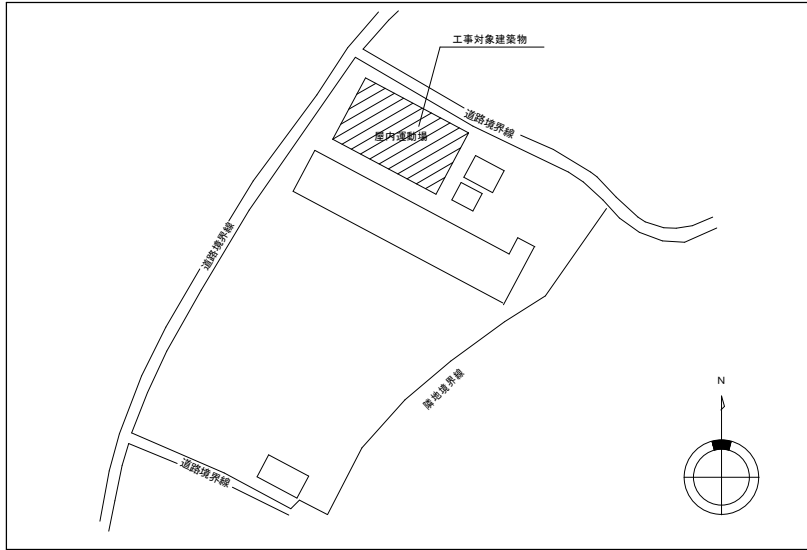
訂正番号	変更記事	年月日	記入者	 <b>株式会社米倉設計事務所</b> YONEKURA ARCHITECTS & ENGINEERS	APPROVED BY	DESIGNED BY	DATE	DESIGN No.	JOB TITLE	DWG	DIVISION	01/08	REV
					ROB. 04.	—	鶴川内小学校屋内運動場 非構造部材落下防止等対策工事	A	—				
				〒890-0005 鹿児島県下伊勢一丁目5番17号 TEL (TEL) (099) 224-2380 FAX (FAX) 224-2388	CHECKED BY	DRAWN BY	SCALE	FILING No.	DRAWING TITLE	No.	T	—	△
				一級建築士事務所 知事登録第1-3-22号 一級建築士大臣登録第137511号 米倉真一			AI NO SCALE AI NO SCALE	—	図面リスト				



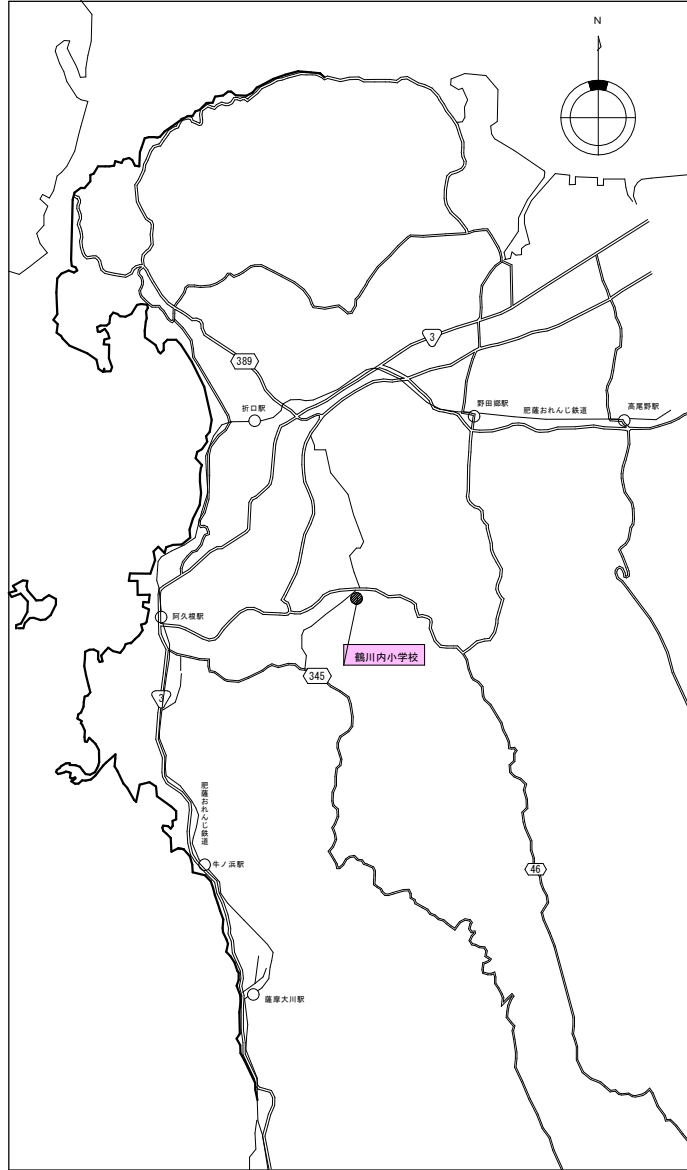


工事概要	
工事名称	鶴川内小学校屋内運動場非構造部材落下防止等対策工事
工事場所	阿久根市鶴川内3380番地
施設用途	小学校屋内運動場
工事内容	バスケットゴール（折畳式）既存のまま
	LED設置

建物の概要			設計業務内容				備考	
名称	建築構造、階数	対象面積	LED設置	バスケットゴール				
				撤去	補強	新設	既存のまま	
1 鶴川内小学校	S造+RC造 2階建て	339 m <sup>2</sup>	○				○	1969年建築 築57年 2011年設置 設15年

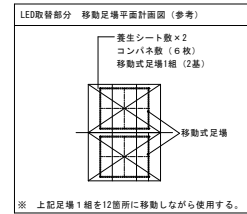
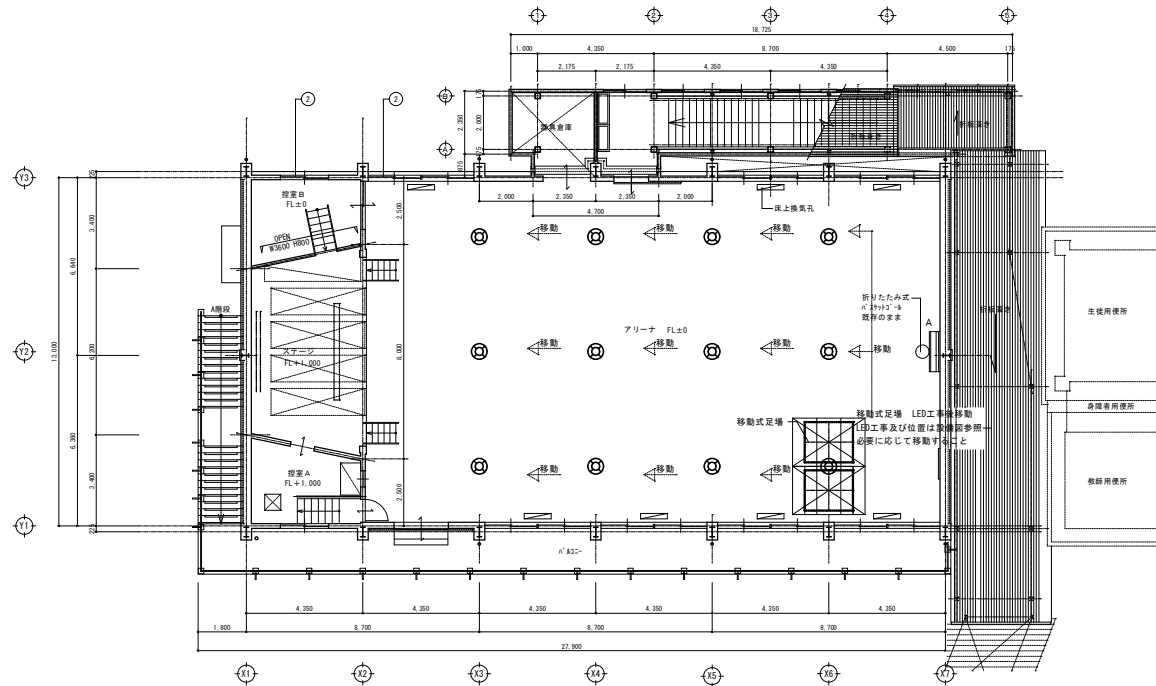


配置図 NO SCALE



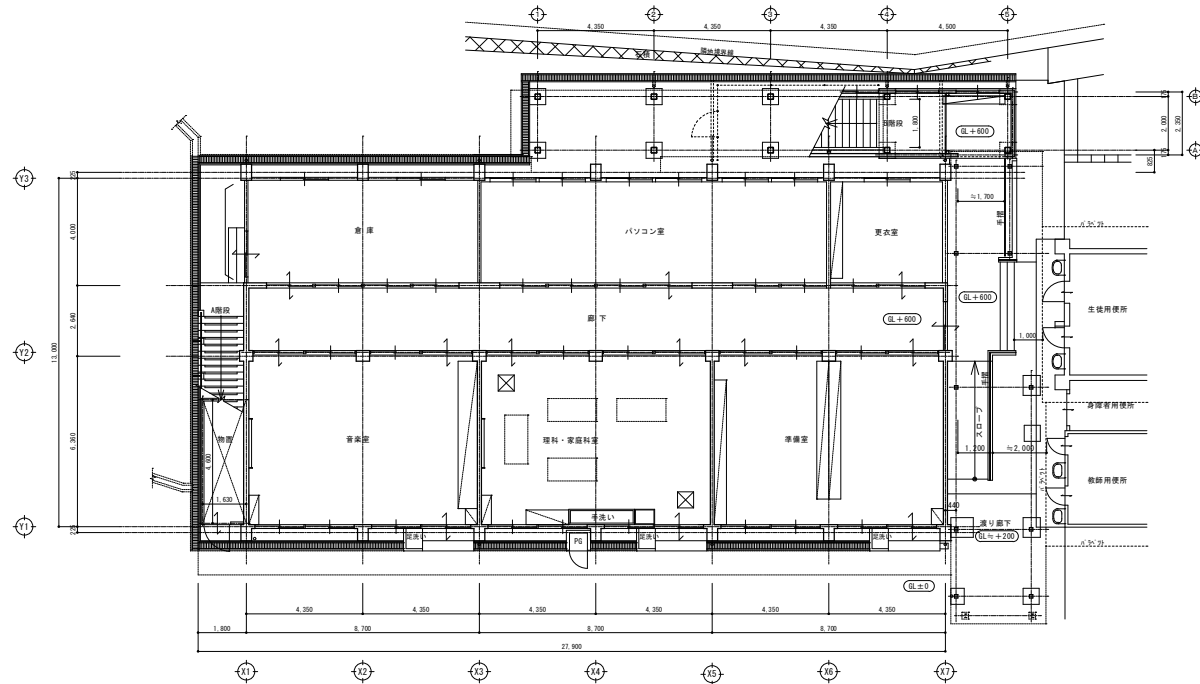
付近見取図 NO SCALE

	訂正番号	変更記事	年月日	記入者	〒890-0005 鹿児島県下伊勢一丁目5番17号 TEL (TEL) (099) 224-2380 FAX (FAX) 224-2388	株式会社米倉設計事務所 YONEKURA ARCHITECTS & ENGINEERS	APPROVED BY / DESIGNED BY R08. 04.	DESIGN No. ー	JOB TITLE 鶴川内小学校屋内運動場 非構造部材落下防止等対策工事	DIVISION A ー 04 / 08	No.	TOTAL T ー 04 / 10	REV 
	図面米歴	一級建築士事務所 知事登録第1-3-22号 一級建築士大臣登録第137511号 米倉眞一	CHECKED BY / DRAWN BY SCALE A1 NO SCALE A2 NO SCALE	FILING No. ー		DRAWING TITLE 工事概要・付近見取図・配置図	No.						



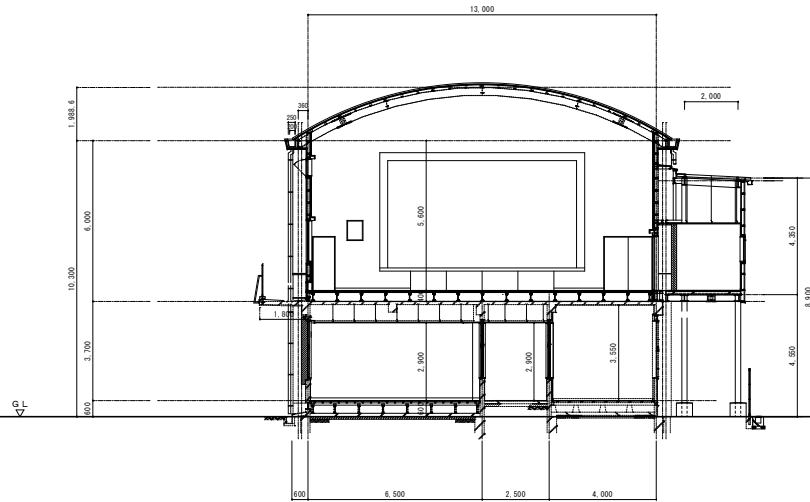
	撤去	補強	新設	既存のまま
A 折置式 (0.5対)				○

屋内運動場 2階平面図 1/100

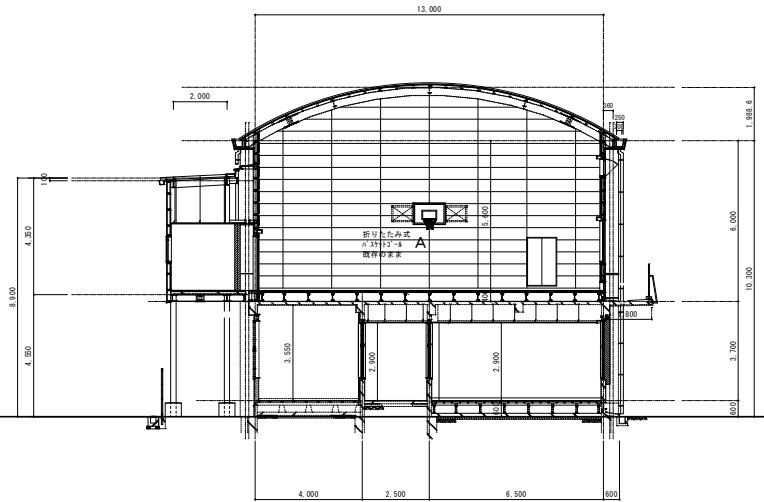


屋内運動場 1階平面図 1/100

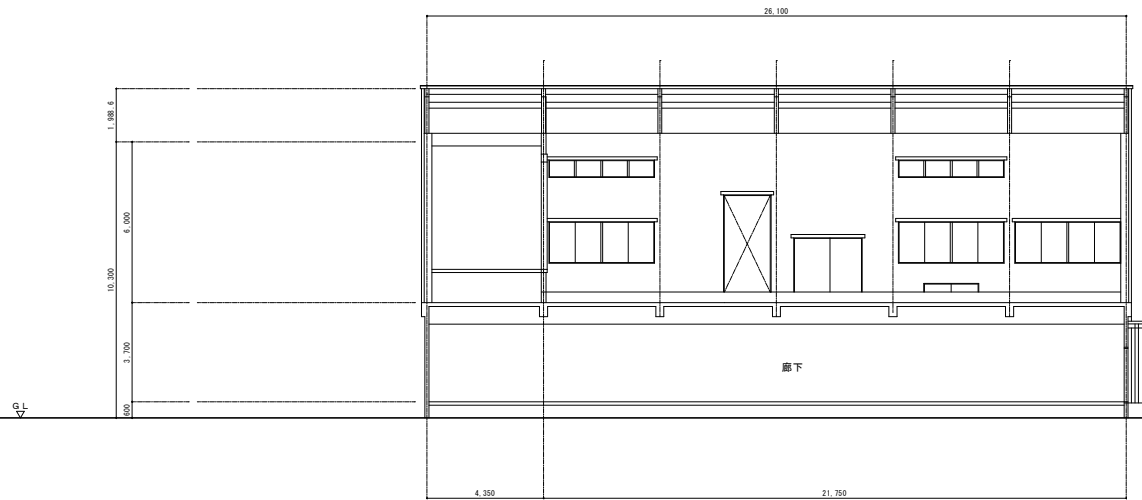
訂正番号 変更記号 年月日 記入者 図面米歴	〒690-0005 鹿児島県下伊勢一丁目5番17号 TEL (TEL) 099) 224-2380 FAX (FAX) 224-2388	株式会社米倉設計事務所 YONEKURA ARCHITECTS & ENGINEERS 一般建築士事務所 知事登録第1-3-22号 一般建築士大臣登録第137511号 米倉眞一	APPROVED BY DESIGNED BY	DATE R08. 04.	DESIGN No.	JOB TITLE 鶴川内小学校屋内運動場 非構造部材落下防止等対策工事	DIVISION A 06 / 08
			CHECKED BY DRAWN BY	SCALE A1 1:100 A3 1:200	FILING No.	DRAWING TITLE 屋内運動場1階・2階平面図	No.



屋内運動場 断面図 1/100



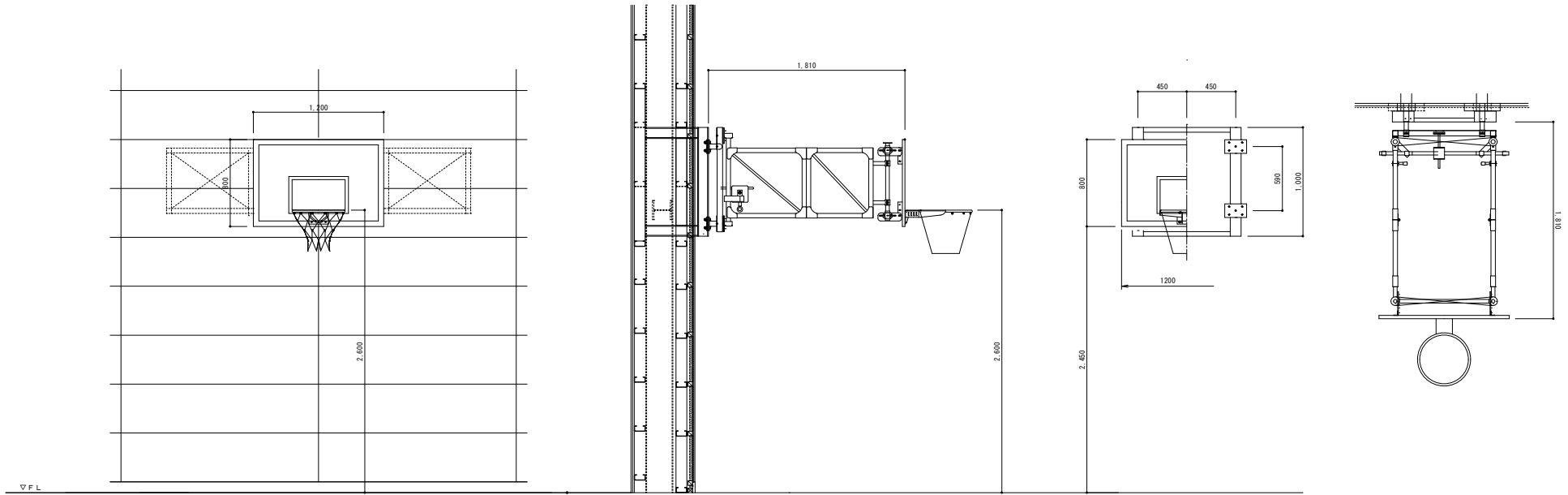
屋内運動場 断面図 1/100



屋内運動場 断面図 1/100

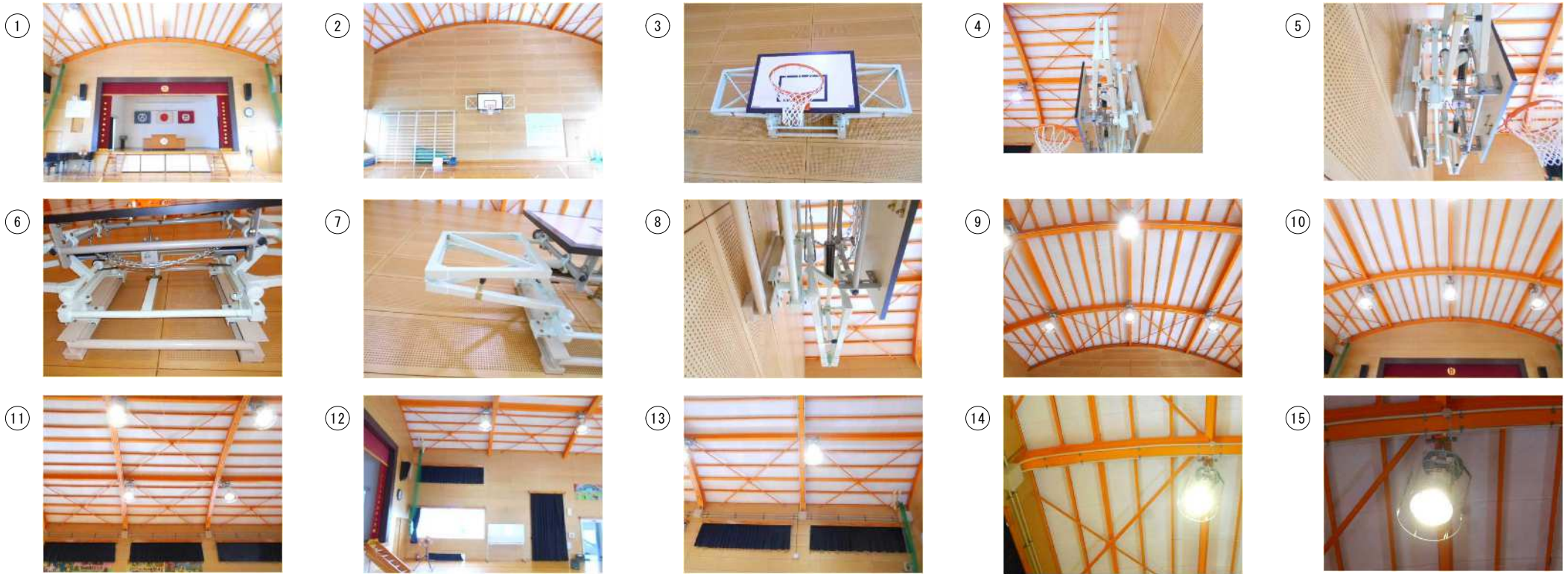
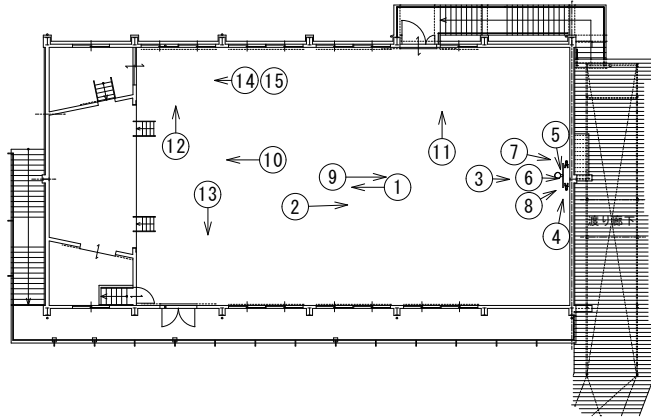
	撤去	補強	新設	既存のまま
A 折畳式 (0.5対)				○

△ △ △	訂正番号	変更記事	年月日	記入者	〒590-0005 鹿児島県下伊勢一丁目5番17号 TEL (TEL) 099) 224-2380 FAX (FAX) 224-2388	株式会社米倉設計事務所 YONEKURA ARCHITECTS & ENGINEERS	APPROVED BY DESIGNED BY ROB. 04.	DESIGN No. ー	JOB TITLE 鶴川内小学校屋内運動場 非構造部材落下防止等対策工事	DWG A ー 06 / 08	DIVISION A ー 06 / 08 TOTAL T ー 06 / 10	No. REV △
	面 画 米 鹿						一級建築士事務所 知事登録第1-3-22号 一級建築士大臣登録第137511号 米倉眞一	CHECKED BY DRAWN BY A1 1:100 A3 1:200	FILING No. ー	DRAWING TITLE 屋内運動場断面図		



△ △ △	訂正番号	変更記事	年月日	記入者	〒990-0005 東北角町下伊敷一丁目5番17号 TEL (TEL) (099) 224-2380 FAX (FAX) 224-2388	APPROVED BY	DESIGNED BY	DATE	DESIGN No.	JOB TITLE	DWG A - 07/08 TOTAL T - 07/10 REV
	図面米歴					株式会社米倉設計事務所 YONEKURA ARCHITECTS & ENGINEERS	CHECKED BY	DRAWN BY	SCALE	FILING No.	
					一級建築士事務所 知事登録第1-3-22号 一級建築士大臣登録第137511号 米倉真一			R08.04. A1 1:20 A3 1:40	-	バスケットゴール詳細図	

写真位置図



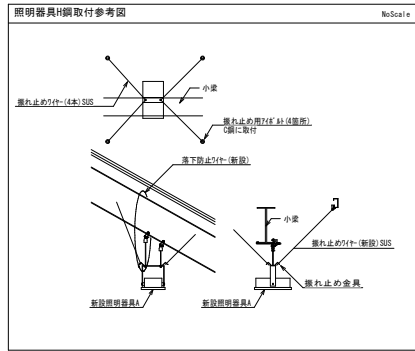
株式会社米倉設計事務所 YONEKURA ARCHITECTS & ENGINEERS		APPROVED BY DESIGNED BY DATE ROB. 04.	DESIGN No. JOB TITLE 鶴川内小学校屋内運動場 非構造部材落下防止等対策工事	DIVISION A 08/08
〒890-0005 鹿児島県下伊敷一丁目5番17号 TEL (4C) (099) 224-2380 FAX (099) 224-2388	一級建築士事務所 知事登録第1-3-22号 一級建築士大臣登録第137511号 米倉真一	CHECKED BY DRAWN BY SCALE A1 NO SCALE A2 NO SCALE	FILING No. DRAWING TITLE バスケットゴール・照明既設状況写真	TOTAL T 08/10



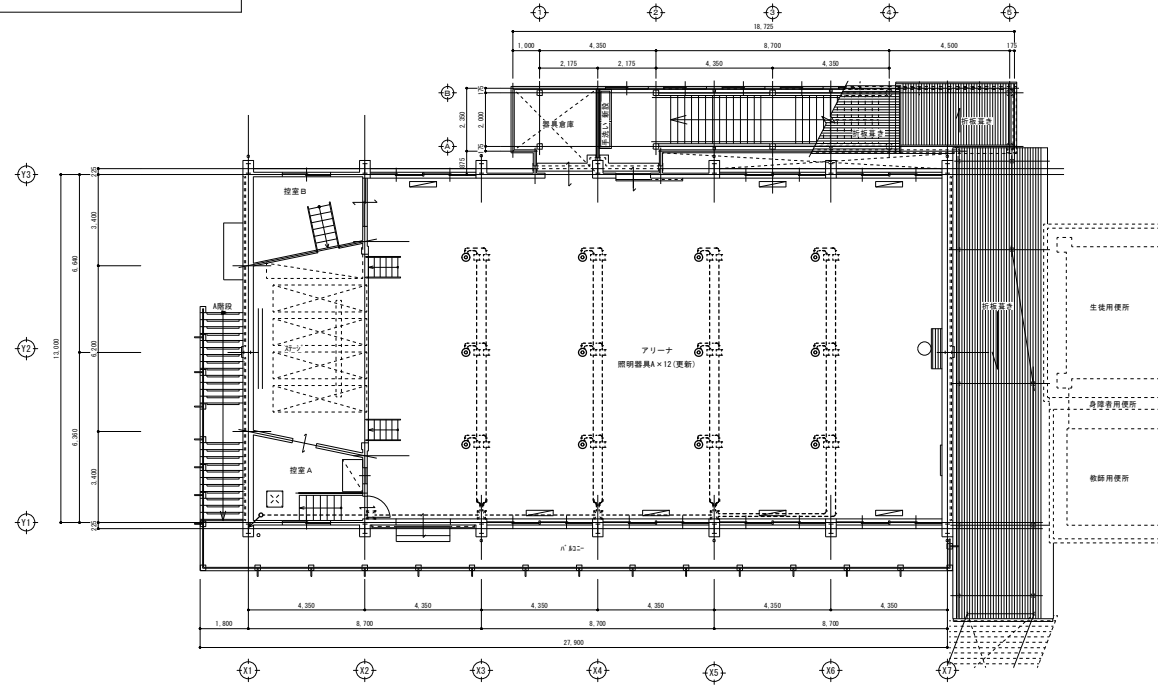
照明器具表(参考) 照度	
A	LED高天井用照明器具 LSR2H-200
設置場所	71-7



本体 731  
 小径 80φ<sup>1)</sup>  
 7-1 取付距離  
 7-2φ<sup>2)</sup> (取付) 材種: 樹脂<sup>3)</sup>  
 7-3 取付止め金具(樹脂製)に取付



照明器具仕様(参考) 照度	
A	高天井用器具 613350W
機器仕様	下照、側面1'・付・F-1373-付・安定器内蔵
設置場所	71-7



屋内運動場 2階天井伏図(電灯設備) 1/100

改修内容一覧表

- 照明器具A更新 計12個
  - 照明器具更新に伴う、配線長さの確保のために、新設30x18φ22(8B404)内で、新設EM-EF2-D-30(10-E)と既設配線を接続すること。
  - 2層、3層、設備・倉庫等は既設を準用し、変更がある場合は、監督員と協議すること。
  - 点灯区分は既設と同じとする。
  - 電灯室内の昇降装置には、使用不可を明記すること。
- 注記 図面は参考とし、既設を十分調査してから施工すること。

訂正番号 変更記 図 画 米 産	年 月 日 記 入 者	〒690-0005 岡山県倉敷市伊敷一丁目5番17号 TEL (099) 224-2380 FAX (099) 224-2388	株式会社米倉設計事務所 YONEKURA ARCHITECTS & ENGINEERS	APPROVED BY	DESIGNED BY	DATE	DESIGN No.	JOB TITLE	DIVISION	No.	REV
				CHECKED BY	DRAWN BY	SCALE	FILING No.	DRAWING TITLE	E - 02 / 02 TOTAL 10 / 10		